

令和7年3月吉日

関係各位

環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室  
厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課環境改善・ばく露対策室

### 工作物石綿事前調査者制度の周知に関するリーフレットの送付について

平素より石綿対策の推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第2号）が令和5年1月11日に、大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年省令第10号）等が令和5年6月23日に公布され、令和8年1月1日から、事業者は、一部の工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査について、適切に調査を実施するため必要な知識を有する者に行わせなければならないこととなります。

このたび、制度の開始に向けて、関係の皆様に改めて周知するため、リーフレットを作成したのでお知らせいたします。

なお、関係団体の皆様におかれましては、同封のリーフレットの配布やweb掲載等により、会員事業者等への制度周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※このリーフレットは、環境省ホームページの「石綿飛散防止等に係る普及啓発・広報資料」のページにも掲載しております。

<https://www.env.go.jp/air/asbestos/kouhou.html>

※制度の詳細については、環境省ホームページの「改正大気汚染防止法について（令和2年）」のページを参考にしてください。

[https://www.env.go.jp/air/post\\_48.html](https://www.env.go.jp/air/post_48.html)

※大気汚染防止法に関する自治体の相談窓口は、環境省ホームページの「解体等工事における石綿飛散防止に関する報告・届出・お問い合わせ先」のページでご確認いただけます。

[https://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_87/post\\_98.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87/post_98.html)